

## 2002年通商法事前申告ファイナル・ルール概要 Section 343, Trade Act of 2002

### 1. 概要

米国国土安全保障省税関・国境保護局 (Department of Homeland Security, Bureau of Customs and Border Protection) は、12月5日、米国の輸出・入について海上、航空、鉄道、トラック等全ての輸送モードを対象とする、2002年通商法セクション343事前申告ファイナル・ルールを発表した。

- 発効日 (effective date) : 2004年1月5日。
- 運用開始日 (Compliance date) : 個々の輸送モード毎に定められる (表1参照)。
- AMSによる電子申告の義務付けが明確にされた。

### 2. プロポーズド・ルールからの主な変更点

- 航空貨物の事前申告要件に関連し、重量が 16 オンス以下の文書・手紙 (flat documents and letters) については (貨物に対する) 事前申告要件を全て適用することにはならない。文書・手紙に対する事前申告に関する取り扱いはファイナル・ルールに明記されず、別途フェデラル・レジスターで提案される予定。
- 鉄道輸出に対する事前申告のタイムフレームは 2 時間に短縮。
- エア・ウェイビルにより移送される外交官・領事携行品 (Diplomatic or Consulate Bag) は事前申告要件の対象となるが、その記述は "diplomatic pouch" でよい。

### 3. 当組合提出のパブリック・コメントに対する見解

プロポーズド・ルールに対して 128 のパブリック・コメントが提出された。当組合では以下の 3 点を論点とするコメントを提出したが、いずれもファイナル・ルールに採用されなかった。CBP の見解は以下の通り。

#### (1) 海上貨物についても到着前基準とすべき

- 7 通のコメントが寄せられた。
- 外国港での積込 24 時間前申告は、CSI (Container Security Initiative) と密接に関係している。外国港におけるコンテナのプレスクリーニングを効果あるものにするためには、関連する貨物情報を外国港で積込む少なくとも 24 時間前に入手することが不可欠である。

#### (2) バイヤーズ・コンソリデーションを認めるべき

- シッパーと荷受人との関係を明らかにすることが、本規則の趣旨であるターゲティング目的に不可欠である。
- 現在の AMS (Automated Manifest System) は、単一のハウス B/L から多数の荷主 / 荷受人情報を処理する能力を持っていない。

#### (3) C-TPAT 参加者にたいして優遇措置を設けるべき

- C-TPAT 参加者に対しても、本事前申告要件を免除することもなく、バイヤーズ・コンソリデーションを認めることもない。
- C-TPAT 参加者は、ターゲティング・プロセスにおいてローリスクであると好意的に看做され、通関は迅速に処理され、国境での検査回数は少なくなる。

表1．輸送モード毎の事前申告タイムフレームと運用開始日

輸送モード	輸入	輸出	運用開始日
船舶 (Vessel)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国港での積込 24 時間前</li> <li>AMS による申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物積込み港の出港の 24 時間前</li> <li>AES による申告</li> </ul>	輸入 12 月 5 日から 90 日以内にヴェッセル AMS による自動化対応を行なう 輸出 AES のリデザイン・プロジェクトが進展するまで、現行の AES 輸出報告要件が暫定的に適用される
鉄道 (Rail Road)	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国国境到着の 2 時間前</li> <li>Rail AMS による申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>列車に機関車が接続される 2 時間前 (Attachment of engine)</li> <li>AES による申告</li> </ul>	輸入 港(駅)においてレイル AMS が運用可能となった後 90 日間 輸出 船舶に同じ
航空 (Air Carriers)	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤道以北の米州国からの輸出については、離陸時点 (at Wheels up)</li> <li>それ以外の航空貨物は、米国到着の 4 時間前申告</li> <li>Air AMS による申告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出発の 2 時間前申告</li> <li>AES による申告</li> </ul>	輸入 3 月 5 日から。ただし、CBP 要員に必要な訓練が実施されるまで、CBP は特定の空港について実施を遅らせることもある。また、承認された EDI システムに対する基本的なプログラム修正が施されていない場合、発効日を遅らせることもある。 輸出 船舶に同じ
自動車 (Motor Carriers)	<ul style="list-style-type: none"> <li>FAST 参加者：米国到着の 30 分前</li> <li>FAST 不参加：米国到着の 1 時間前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国境地点へ到着する 1 時間前</li> <li>AES による申告</li> </ul>	輸入 CBP が、官報フェデラルレジスターで公式に、承認された EDI システムが設置され且つ完全に運用が開始されたと関係キャリアに通知した日から 90 日間 輸出 船舶に同じ

以上